

第30回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年11月15日(火) 午前9時30分から午前9時50分

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員(20人)

農業委員

1番	田村	尚利
2番	河村	晴夫
4番	小林	勉
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
10番	山本	忠男
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
3番	末岡	博
4番	小山	秋芳
5番	重田	正憲
6番	城	俊治
7番	福原	英樹
8番	秋山	孝
10番	西村	隆裕

4 欠席委員(2人)

農業委員

3番 出穂 真奈美

農地利用最適化推進委員

9番 森本 鉄之

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 太田 隆一

農地係長 松原 耕二

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第30回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員9名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、4番、小林 勉 委員、6番、西岡 正信 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは、議案に入ります前に、推進7番委員につきましては、本件事案が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による「議事参与の制限」の関係があるため、一時退席をお願いします。

(推進7番委員退席)

議長

それでは議事に入りたいと思います。

事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

総会議案の1ページをご覧ください。

「農地法第5条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、1件です。

総会議案の1ページとあわせてA4横の「11月分 光市農業委員会議案位置図」の農地法第5条番号1-1と番号1-2を、議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、ご説明いたします。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は市内の農業法人の代表者で、譲渡人は周南市に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字三井地内の、三島出張所から北へ約1kmに

位置する2筆で、登記地目はいずれも田、面積は、1,510㎡と646㎡の合計2,156㎡で、いずれも現在は休耕地です。

譲受人は申請地を購入予定で、農地転用対象地については「貸資材置場、農業用機械置場、駐車場、苗栽培、肥料置場」として利用予定です。

譲渡人が農地の管理に苦慮し、休耕となっていた農地について、隣接地に農業用倉庫と貸付用資置場を持つ農業法人の代表者である譲受人が、事業面積拡大のために候補地を探していたところ、売買について合意に至ったものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして「議案第1号参考資料」の1ページ(3)をご覧ください。

許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。

まず、ア立地基準からです。

それでは(ア)「農地の区分」についてです。

当該農地は、第1種、第3種のいずれにも該当しないことから第2種農地と判断します。

議長 なお、第2種農地については他の農地で代替ができない場合に転用が可能で、今回については譲受人の保有する農業用倉庫および資材置場が隣接しており、問題ございません。

ここからは、イ一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

議長 まず、イの(ア)「転用の目的」ですが、貸資材置場、農業用機械置場、駐車場、苗栽培、肥料置場として利用ということであり、問題ありません。

次に(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書等から、問題ありません。

議長 次に(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて2ページをごらんください

事務局 (エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に（オ）「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は（カ）「一体利用地の利用見込み」についてですが、隣接する農業用倉庫等と一体で、今回売買される土地全体を「貸資材置場、農業用機械置場、駐車場、苗栽培、肥料置場」とする計画であり、問題はありません。

さらに（キ）「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当です。

続いて（ク）「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が「貸資材置場、農業用機械置場、駐車場、苗栽培、肥料置場」として利用予定であり、事業計画書・被害防除計画書の内容等からも判断し、近隣農地への影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、4番委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 4番委員、補足説明をお願いします。

4番 特に問題ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
ここで推進7番委員に入場していただきます。

(推進 7 番委員入場、着席)

議長 推進 7 番委員に報告します。
議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

議長 つづいて、議案第 2 号に入ります前に、11 番委員につきましては、本件事案が「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定による「議事参与の制限」の関係があるため、一時退席をお願いします。

(11 番委員退席)

議長 つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 2 号 「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

別紙の A 4 横の「令和 4 年度 7 号」の「光市農用地利用集積計画書」をお願いします。こちらの裏面をご覧ください。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。
新規が 2 件、3 筆で面積は 6,270 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 ご異議がないようですので採決いたします。
議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長 (全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。
ここで 11 番委員に入場していただきます。

(11 番委員入場、着席)

議長

11 番委員に報告します。
議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。
つづいて事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局

それでは報告事項の 1 号および 2 号を一括して説明いたします。
まず、報告第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」
です。
今回届出の件数は、2 件でした。
内容については記載のとおりでございます。
なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長
専決により受理いたしました。

つづいて、報告第 2 号 「非農地証明について」です。
証明願の件数は 2 件でした。
内容については記載のとおりです。
地区担当の委員さんを含めた 3 名の委員さんと、事務局 1 名による調査
の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、非農地
証明を交付しました。
事務局からの説明は以上です。

議長

只今の報告第 1 号及び第 2 号について、質問、意見等がありましたらお
願いします。

(なしの声)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、
ご了解いただきたいと思います。

議長

以上で、第 30 回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和4年11月15日開催の第30回光市農業委員会総会の議事録である。

令和4年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____

